

医療的ケア児の保育園入園に関するガイドライン

令和 4（2022）年 1 0 月制定

令和 7（2025）年 4 月改訂

目黒区子ども若者部 保育課

はじめに

目黒区では、保育の基本理念を「健康で豊かな人間性を育む」としています。子ども一人ひとりを大切にする精神に基づき、自己肯定感や人との信頼関係を育み、様々な生活経験を積み重ねる中で、健康で豊かな人間性の基礎を培うことを目指しています。

この基本理念を実現するために、子どもの心身の発達・生活習慣や文化・国籍・家庭の事情や考え方などの違いにかかわらず、全ての子どもの人権を尊重して、成長に応じた保育が公平・平等に行わなければなりません。

医療的ケア児（医療的ケアを必要とする児童）については、医療技術の進歩や往診での医療体制の充実を背景にして、より社会と関わっていく選択肢のひとつとして、在宅での発達支援だけではなく、保育や教育の充実が求められるようになってきました。

目黒区の保育園ではこれまでも、医療的ケア児の入園相談において、一人ひとりの状況を丁寧に聞き取りながら、支援体制を整え、受入れを行ってまいりました。

一方、保育園における医療的ケア児の受入れが進み、各園の個別対応だけでは、柔軟な対応が困難となるなどの課題が生じています。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25（2013）年6月）に定められた「合理的配慮」の趣旨から、医療的ケア児の受入れにあたり、安全で適切な保育環境をどのように整えるかを明確にする必要があります。

さらに、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3（2021）年6月）において、自治体の責務として「自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。」と規定され、安心して保育園に医療的ケア児を預けられる環境を作るだけでなく、各関係機関と連携を図り、その家族を支援する必要があります。

このような状況を踏まえ、目黒区では、このたび、「医療的ケア児の保育園入園に関するガイドライン」を策定し、医療的ケア児の保育園への入園相談の段階から卒園に至るまでの支援についての基本的な考え方をまとめました。

本ガイドラインを活用し、医療的ケア児に対する保育が公平・平等に行われるとともに、保護者の皆様にとって、お子様を安心して保育園に通わせることができるよう、支援体制の充実や保育環境の整備を進めてまいります。

令和4（2022）年10月

目黒区子育て支援部 保育課

第1 基本的事項

1 ガイドラインの趣旨・目的

医療的ケアを必要とする児童（以下、「医療的ケア児」という。）を育てる家庭において、保育の必要がある場合に、目黒区の保育園への受入れや在園中の保育及び医療的ケアを安全かつ適切に行うため、「医療的ケア児の保育園入園に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を定める。

ガイドラインを活用し、医療的ケア児やその家族が地域社会の一員として安心して暮らせるように、関係機関が密接に連携し、一人ひとりの多様なニーズや状況に応じた支援体制を充実させ、保育環境を整備することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 医療的ケア

ガイドラインにおける「医療的ケア」とは、治療を目的としたものではなく、恒常的に行われる日常生活に不可欠な生活援助行為となる医療行為をいう。

(2) 医療的ケア児

ガイドラインにおける「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であって、保育園への入園を希望もしくは現に保育園に入園している児童をいう。

(3) 実施園

医療的ケア児が入園し、医療的ケアを実施する認可保育園をいう。

3 受入れの要件

- (1) 保護者の就労等の理由により、認可保育園で保育を行うことが必要であると認められること。（保育の必要性の認定）
- (2) 認可保育園における集団保育を実施することが適切であること。
- (3) 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること。
- (4) 症状や健康状態が安定していること。
- (5) 保育園での受入れ体制（人員配置や施設環境）が整えられていること。

4 対応できる医療的ケア

対応できる医療的ケアは、日常生活に不可欠な生活援助行為であり、恒常的に必要とされる、別表各号（P 15）に定める医療的ケアとする。

なお、保育時間中の医療的ケアの有無は問わず、自宅で医療的ケアが必要な児童についても相談・助言等の支援を行う。

5 対象年齢

1歳以上であること。（満1歳に達する日以後の最初の3月31日までにある場合を除く。）

6 入園できない場合

以下のような、保育園における集団保育が安全にできないと判断された場合

- (1) 連続的・継続的な容態の観察や処置がある場合
- (2) 日常的に他児から隔離する必要がある場合
- (3) 頻繁に入退院を繰り返している場合

7 実施園等について

(1) 実施園

目黒区公私立認可保育園とする。

(常勤の看護師、保健師又は助産師(以下「看護師等」という。)の配置園に限る。)

(2) 利用定員

安全に医療的ケア児を受入れ、保育を行う観点から原則1園に1人とする。

(3) 医療的ケアの実施者

集団保育における安全確保の観点から、原則として医療的ケアを実施するために配置された看護師等が、医療的ケア児に対して主治医の指示に基づいた方法で医療的ケアを実施する。医療行為に該当しない範囲の補助などは保育士や他の職員と協力しながら進めていく。

(4) 保育を行う時間

ア 平日(月～金曜日)の午前8時30分から午後5時15分を基本とする。

対応する看護師等の配置時間等の勤務形態については、医療的ケア児に対する必要となる医療的ケアの回数・時間等を踏まえ、保護者と相談の上で、決定する。

イ 平日(月～金曜日)午前7時15分から午前8時30分、午後5時15分から午後6時15分については主治医の意見を踏まえ、対応する看護師等又は加配保育士等での対応とし、保護者と相談の上で、決定する。

ウ 土曜日及び延長保育は対応を行わない。ただし、保育園が行事等で必要とした日は保育を行う。

第2 医療的ケア児の入園までの手続き

医療的ケア児の入園までの手続きは次のとおりとする。

(別紙1「医療的ケア児の保育園入園までの流れ」(P14)を参照)

1 入園相談(来庁・電話)

- (1) 保育が必要な児童の疾病等の状況、家庭での様子や医療的ケアの内容、主治医から「集団保育可」の指示の有無について確認を行うとともに、ガイドラインに基づき、受入れの手続きの流れや保育環境、保育園において対応できる医療的ケアの実施内容等について説明を行う。
- (2) 「医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」(第2号様式)及び「医療的ケアが必要な児童の保育に関する同意書」(第3号様式)等の医療的ケア児の入園申込みに必要な書類について説明を行う。

2 入園申請（来庁・郵送可）

- （１）保育園入園申請時に、申請に必要な書類とともに「医療的ケア実施申請書」（第１号様式）、「医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」（第２号様式）及び「医療的ケアが必要な児童の保育に関する同意書」（第３号様式）を受領する。
- （２）申請書類に基づき、保護者の状況や児童の様子等を補足があれば聞き取る。（郵送提出の場合は、必要により連絡）

3 面談（来庁）

- （１）保育支援係員・保育施設利用係員・区担当看護師が同席のもと、提出された必要書類と面談に基づき、児童の健康状態及び発達の状況を観察し、保育・医療の観点から、保育園における集団保育を実施することができるか確認する。
- （２）保護者から児童の疾病等の状況、生活の様子、医療的ケアの手法について、必要に応じて確認する。

4 目黒区医療的配慮等が必要な児童の保育施設利用検討委員会

（１）入園申込み時（随時）

医療的ケア児等の入園申込みがあった場合には、目黒区医療的配慮等が必要な児童の保育施設利用検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を開催し、「医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」（第２号様式）、「医療的ケアが必要な児童の保育に関する同意書」（第３号様式）等により児童の状況等を確認し、保育園における集団保育・医療的ケア実施の可否及び内容並びに実施に対する配慮事項等を確認・決定する。

（２）医療的ケアの実施状況のモニタリング（年２回）

検討委員会において、医療的ケアの実施状況について評価を行い、その評価に基づき医療的ケアの継続の適否等についてモニタリングする。

5 保育の入園選考

「保育所入所利用調整会議における処理基準」に基づき入園選考を行う。

- （１）利用調整の結果、受入れ可能な場合は、保護者及び内定園に内定通知を送付する。
- （２）利用調整の結果、定員超過の場合は、利用調整結果通知（不承諾通知）を送付する。
- （３）不承諾の場合は待機児童となる。「医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」（第２号様式）等の有効期間は１年とする。

6 内定通知後の医療的ケアの実施に関する確認書式の作成（実施園）

- （１）保護者は、「医療的ケア依頼書」（第５号様式）を実施園に提出する。
- （２）実施園は、以下の書類を保護者と協議して作成する。
 - 「医療的ケア児対応確認書」（第６号様式）
 - 「医療的ケア児管理カード」（第１１号様式）
 - 「給食の提供についての留意事項」（第８号様式）※必要に応じて
 - 「やむを得ない身体拘束に関する同意書」（第９号様式）※必要に応じて

7 医療的ケアに必要な物品等の提供

以下の物品等は、医療的ケア児の保護者等から実施園に提供を受けることとする。

- (1) 医療的ケアの実施に必要な医療機器や医療用具
- (2) 衛生用品
- (3) その他、医療的ケア児の保育に必要となる特別な備品

第3 医療的ケア児の入園後の継続等について

1 検討委員会（モニタリング）について

- (1) 前期（6月頃）・後期（12月頃）の2回程度実施する。医療的ケア児に対する医療ケア、保育が安全に行われているか等の実施状況を「医療的ケア実施状況報告書」（第10号様式）や「医療的ケア日誌」（第12号様式）等で確認し、保護者対応、今後の保育の手立て、配慮すべきことを確認する。
- (2) 児童の健康状態等を関係機関で共有・確認し、問題が生じたときには、各機関が連携して、それぞれの役割に基づき適切に対応できるようにする。
- (3) 検討委員会では、「医療的ケア実施計画書」（第7号様式）、「医療的ケアに関わる事故等報告書」（第13号様式）等資料を共有する。

2 受入れ後における医療的ケアの内容変更について

- (1) 入園後、医療的ケアの内容に変更があった場合は、保護者は改めて「医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」（第2号様式）、「医療的ケア依頼書」（第5号様式）等必要書類を提出する。
- (2) 入園前に「医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」（第2号様式）に基づいた医療的ケアの要件を伝えておき、児童の病態の変化等により、区が保護者と確認する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要になる等、集团的保育の実施が困難となった場合には、退園となる。
- (3) 病状の緩解などにより、医療的ケアが必要となくなり終了する場合は、「医療的ケア終了届」（第14号様式）及びその当該児童の状況が確認できる書類（主治医からの診断書等）を保育園に提出する。保育園は保護者と確認面接を行い、児童の健康状態を確認し、検討委員会に報告する。

第4 実施園での受入れについて

1 医療的ケア児の保育

(1) 医療的ケア児の保育方針

- ア 児童の状況や生活の実態を把握し、人権及び尊厳に配慮した保育を行う（生活年齢を大切にした関わりと発達年齢を考慮した関わり）。
- イ 自己を十分に発揮して生き生きと生活や活動ができるよう、保育の環境を整える。
- ウ 児童の発達状況を踏まえ、必要な配慮について理解した上で、集団保育を通じて他児との関わりが深められるよう援助する。

エ 保護者にとって子育ての伴走者となることや、専門家からの助言を保育に生かす等、様々な場面での継続的な支援を行う。

(2) 保育方針に基づく医療的ケア児への対応

ア 児童の障害や疾病等の状況、医療的ケアの実施状況、生活状況を細やかに把握し、共有する。児童の思いや願いを受け止める保育を基盤として発達に即した個別保育計画を作成し、適切な遊びや生活の喜びにつながる保育の提供を行う。

イ 医療的ケアを安全に実施し、児童の状態に合わせて快適で健康、安全に過ごせるように保育環境を整える。

ウ 日々の生活や遊びを通して医療的ケア児と周りの子どもをつなぎ、豊かな関わりと相互理解によって認め合いながら共に育つことを大切にする。

エ 日々の登降園時や個人面談等により、保護者の思いに耳を傾け、気持ちを受け止める姿勢で向き合い、保育園で出来る支援に努める。また、必要に応じて関係機関等と連携して支援を行う。

2 医療的ケアの実施者

(1) 保育中の医療的ケアは看護師等が行うものとする。医療的ケアを主に行うための看護師等は在園児の健康管理を行っている看護師等とは別に配置する。健康観察は看護師等と保育士が連携して行う。

(2) 止むを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合、保護者等に対応協力を依頼する。

3 医療的ケア児の受入れ体制等

(1) 保育課の役割

保育課は、医療的ケア児の受入れに係る入園申込み等の相談、保育環境の整備や職員の配置等を行い、実施園との情報共有並びに連携を図り、組織的に対応する。

係	役割	具体的な内容
保育係	○保育に必要な環境の整備や職員の配置（予算措置）を行う。	○保育に必要な環境整備のため、軽微な施設改修等にかかる予算措置を行う。 ○看護師等や加配保育士等が必要な場合の職員配置（予算措置）を行う。
保育施設利用係	○医療的ケア児として入園申込みが可能であるか、保育支援係に意見を仰ぎ、意見に基づいた入園申込みの案内を行う。 ○「保育所入所利用調整会議における処理基準」に基づき入園選考を行う。	○医療的ケア児の保育園入園申込み相談があった場合に、入園申込みに必要な資料の提出を案内し、面談日を調整する。 ○保育支援係が行う面談に同席し、入園に関する質問が保護者からあった場合は説明を行う。 ○面談後、入園申込み時の必要書類等について案内・受付を行う。 ○「保育所入所利用調整会議における処理基準」に基づき入園選考を行う。

保 育 支 援 係	○関係機関等と連携しながら、受入れにあたっての検討を行うとともに、内定施設との調整・受入れ体制の確保を支援する。 ○巡回を通して現状を把握し、医療的ケア児や保護者、保育園に対して必要な支援を行う。	○保育園利用についての申込みを受け、保護者との面接を実施し、児童の疾病等の状況、家庭での様子や医療的ケアの内容の確認及び必要な書類の案内を行う。 ○受入れに関しての確認・調整を行う。 ○保護者・各園における必要書類等の作成について、相談・支援を行う。 ○受入れ後の継続的な支援をする。（巡回訪問・巡回指導・検討委員会等） ○保育園職員の医療的ケアに関する知識・技術向上のため研修を企画立案・実施する。
--------------	--	---

（２）実施園関係者の役割

実施園の職員は、医療的ケア児に関わる主たる役割を理解し、相互に情報交換並びに連携を図り、組織的に対応する。

役職／職種	役割	具体的な内容
園長	○児童の保育及び医療的ケアを安全に実施するためのマネジメントを行う。	○医療的ケアにかかる緊急時の対応について、個別マニュアルの作成、職員に周知を行い、組織的に対応する体制を構築する。 ○外部機関の対応の窓口になる。 ○園全体で医療的ケア児を保育するという意識づけを行う。 ○健康状態の変化や緊急対応に関する対応や判断を行う。
副園長	○園長業務の補佐を行い、医療的ケア児を含めた保育の総括を行う。	○園全体で「医療的ケア児を含めた全ての子どもが必要な支援を受けながら同じ場所で保育を受けられること」を考え、実践に繋げていく。 ○児童の理解に努め、必要に応じ保育の助言を行う。
保育士	○児童の状態を把握し、状態に応じた保育を提供する。 ○保護者への情報提供や保護者理解に努める。	○個別の保育計画を作成する。 ○児童の姿を口頭や連絡ノートで保護者と共有し、保育の実践に生かす。 ○保育中の児童の体調を観察し、異変があれば速やかに看護師等や園長に報告する。 ○看護師等が医療的ケアを実施する際、医療行為に該当しない範囲で必要に応じてサポートする。

看護師等 (常駐)	○医療的ケア児担当看護師等や園医と連携を図り、医療的ケア実施計画の立案を行う。 ○職員に対し、医療的ケアや児童理解を深める園内研修を行う。 ○保護者への情報提供や保護者理解に努める。	○「医療的ケア実施計画書」(第7号様式)を作成し、園医・医療的ケア児担当看護師等と連携を図り、医療的ケア児対応のサポートを行う。 ○園内研修等を実施し、園における医療的ケアの理解促進や児童の病状の理解・把握を支援する。 ○医療的ケア看護師等不在時には、医療的ケアを実施する。
看護師等 (医療的ケア児担当)	○医療的ケアを実施する。 ○児童の病状を理解・把握する。 ○保護者への情報提供や保護者理解に努める。	○必要な医療的ケア技術を正しく習得・実施する。 ○感染症対策を含めた衛生管理を行い、医療的ケアを衛生的に行う。 ○医療的ケアにかかる緊急時は、緊急時対応マニュアルに沿って、円滑に対応を行う。 ○園医・常勤看護師等と医療的ケアの実施について連携を図る。 ○職員会議等を利用して医療的ケア児の状況や体調変化や緊急対応が必要な場合の症状を報告し、共有する。 ○「医療的ケア実施状況報告書」(第10号様式)、「医療的ケア日誌」(第12号様式)を作成する。
栄養士	○児童の状態を把握し、状態に合わせた給食の提供をする。 ○食事や栄養に関わる保護者対応を行う。	○必要に応じて「給食の提供についての留意事項」(第8号様式)を保護者と協力して作成し、児童の状況に合わせた調理形態を保護者と共有する。 ○児童の給食摂食の状況を把握し、調理員に調理指示を行う。
調理員	○栄養士の指示のもと、児童に適切な形態で安全に食事を適温で衛生的に提供する。	○栄養士・調理員間で連携を図り、給食を時間内に提供できるよう役割分担を行い、適切に調理を行う。 ○児童の給食摂食の状況を栄養士と共有する。
用務	○安全に生活できるように環境整備する。	○児童の状況に合わせて施設面の整備や衛生管理等他職種と連携を図り、保育環境を整える。
園医	○児童の健康状態を把握する。 ○必要に応じて助言を行う。	○緊急時対応マニュアル作成に必要な支援・助言を行う。 ○保育中の児童の様子を把握し、園長や看護師等に助言を行う。

(3) 衛生管理

医療的ケアの実施場所は、感染予防に必要な環境の整備を行い、手順等は「医療的ケア衛生管理マニュアル」に沿って行う。児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

医療的ケアの実施に関する各種様式等の書類は、実施園にて当該医療的ケア児卒園また退園時から1年間保存する。

4 緊急時及び災害時の対応

保育園での偶発的な事故と同様に、受診の必要がある場合は保護者に連絡の上、実施園が医療機関に連絡し、実施園側で受診又は在宅診療医の来園受診により対応する。

(1) 緊急時対応については事前に保護者に十分説明し、同意を得ておく。

(2) 事前に緊急時対応マニュアルを作成し、園内研修等でシミュレーションをするなど全職員に周知をする。緊急時には作成した緊急時対応マニュアルに沿って冷静に対応を行う。

(3) 怪我やチューブ類の抜去時など、受診の必要がある場合は保護者と事前に確認した医療機関を受診し、保育課へ報告を行う。

緊急時対応マニュアル【例示】

①経鼻経管栄養チューブが抜けた場合は、入園前に保護者と確認した医療機関を受診する。ただし、抜けた時間によっては対応を保護者と相談する。

②胃ろう抜去時はろう孔が閉じないように他のチューブをろう孔に挿入して受診する等、抜去時の指示を入園前に主治医に確認し対応する。

③気管カニューレ抜去時は直ぐに再挿入し、医療機関へ緊急搬送を行う。

④その他、救急車にて搬送するような場合は緊急度に応じて保護者に受診先の医療機関に来院を依頼する。

(4) 災害時に備え栄養剤（3食：1日分）＋衛生用品（1日分）＋生命維持に必要な内服薬（1日分）を保護者に用意してもらう。栄養剤、内服薬は賞味期限、使用期限があるため適切に管理する。

(5) 災害時保護者が1日で迎えに来られない場合、実施園の備蓄の育児用ミルク等の対応で良いか事前に確認する。

(6) 医療機器を使用している場合充電の可否を確認する。充電が出来ない場合、予備電源の提供を依頼し、自家発電が出来る近隣の福祉避難所に避難することを伝える。

5 リスクマネジメント

保育園における事故を未然に防ぐために、リスクの把握・分析・対応・評価を継続的に行う。

(1) 「医療的ケアに関わる事故等報告書」（第13号様式）等により、ヒヤリハットやアクシデント事例の蓄積・分析・検証を行い、再発防止に努める。

(2) 検討委員会（モニタリング）に「医療的ケア実施計画書」（第7号様式）等を提出し、

情報の共有化を図り、評価を通して医療的ケアの実践に役立てる。

6 職員の研修

医療的ケア児の発達過程や病状の状況等を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、保育園で勤務する医療的ケア児に関わる職員の知識・技術の向上のための研修を実施する。

7 入園後の保育課のサポート体制について

- (1) 保育園からの相談に随時対応できるようにするとともに、定期的な巡回訪問を通じて保育園の医療的ケアの実施状況や保育内容について把握し、必要に応じて助言・支援を行う。
- (2) 医療的ケア児受入れ園には、区担当看護師や栄養士による巡回訪問を実施し、医療的ケア対応（衛生管理を含む）、給食提供状況、その他環境等の確認を行い、必要に応じて助言・支援を行う。

8 医療機関等との連携

医療機関等との円滑な連携のために日頃より、主治医や児童が日頃から受診している医療機関、その他児童とかかわる療育機関等と医療的ケア児の受入れ状況を共有して、協力体制を確保する。

- (1) 医療的ケア児の主治医等と必要に応じて児童の健康状況等を情報共有するなど密な連携を図る。
- (2) 日常的な相談・指導に関しては園医に助言・協力を求める。

第5 保護者の了承事項

1 書類の提出について

- (1) あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療的ケアについての「医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」（第2号様式）を提出する必要があること。受入れる保育園は、緊急時対応等に関する指導・助言が必要な場合に、保育園の担当者が保護者の受診等に同行し、主治医と相談を行う場合があること。
- (2) 保育園の入園申込み等の手続きにあたり、医師が作成する文書等にかかる費用は保護者が負担すること。

2 医療的ケアについて

- (1) 保育園では「医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」（第2号様式）、「医療的ケア児対応確認書」（第6号様式）に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。
- (2) 定期的なチューブ類やカニューレ等の医療器具の交換等は保護者の管理のもと自宅もしくは医療機関で行うこと。

3 医療的ケアの体制

- (1) 保育中の医療的ケアは看護師等が行うこと。医療的ケアを主に行うための看護師等は在園児の健康管理を行っている看護師等とは別に配置する。健康観察は看護師等と保育士が連携して行うこと。
- (2) 止むを得ない事情により医療行為を行う看護師等が勤務できない場合、保護者等に対応協力を依頼することがあること。

4 医療的ケアに必要な物品等について

- (1) 医療的ケアの実施に必要な医療機器や医療用具、衛生用品、座位保持椅子等は保護者が費用を負担して提供し、必要な補充や点検整備を行うこと（園に過失等責任がない破損や紛失等による再度の用意を含む）。
- (2) 保育園行事等における特別な移動手段や配慮が必要となった場合の費用については保護者が負担すること。

5 保育園の入園について

医療的ケアを主に行うための看護師等は在園児の健康管理を行っている看護師等とは別に配置することから、看護師等の配置ができるまでの間、入園をお待ちいただく場合があること。

なお、この場合には、看護師等の配置が完了するまでの期間、月単位で保育料を免除する。

6 保育園の活動等について

- (1) 登園前に健康観察を行うこと。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪い時には、保育園の利用を見合わせること。
- (2) 保育時間中において発熱、下痢、嘔吐、痙攣等の体調不良の場合、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。
- (3) 送迎は保護者もしくは保護者が依頼し、医療的ケア児の状態を理解している方が行うこと。保護者以外の方の送迎に関してはあらかじめ保育園に連絡すること。
- (4) 保育園行事等について、活動内容や児童の状況を踏まえ、安全が確保できない場合には、一部活動等を制限する場合があること。

7 給食の提供について

- (1) 給食の提供について、必要に応じて「給食の提供についての留意事項」（第8号様式）の作成を行うため、協力を行うこと。
- (2) 給食の提供について、保育園の調理において特別な配慮が必要な場合には、弁当持参等（経管栄養の栄養剤の提供を含む）を依頼することがあること。

8 感染症について

- (1) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、主治

医と相談し、病状に問題がなければ予防接種を計画的に受けること。

- (2) 園内で感染症が発生した場合には、園からの情報により保護者等が保育を行うかどうか判断すること。また、感染症の流行期の登園に関しては主治医等を受診して判断すること。

9 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時は保護者に連絡の上、保護者が指定する医療機関を受診すること。チューブ類の抜去等処置後保育園生活に支障がなければ保育を続行すること。そのため、あらかじめ主治医と相談し、近隣で相談や処置が可能な医療機関を確保すること。「医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書」(第2号様式)と異なる医療機関での処置を希望する場合は、面談時等に申し出ること。
- (2) 緊急性があると保育園が判断した場合、救急搬送を要請し、保護者が指定する医療機関で受入れが困難な場合は、東京消防庁に対応可能な医療機関への搬送を依頼すること。その際の受診に関する費用や保険診療外の費用等は保護者負担となること。
- (3) 災害時対策として、保護者等の迎えができない可能性を想定し、栄養剤(経管栄養の場合)3食分、衛生用品等の必要な物品、薬(保育園での与薬指示がある場合のみ)1日分を持参すること。また、電気を使用する機器が必要な医療的ケア児で、自家発電ができない保育園に在園する場合は、予備電源を用意し、実施園に提供すること。また、停電の際に電気が使用できる福祉避難所に避難すること。

10 退園について

- (1) 児童の病態の変化等により、「医療的ケア依頼書」(第5号様式)で依頼された内容以外の医療的ケアが必要になり、集団保育が困難であると主治医が判断した場合は退園となること。
- (2) 保育園は、恒常的に保育が必要な場合に在園することができるため、病気療養等のため、最長3か月程度の期間において1日も登園しない月が続いた場合は原則として退園となること。

11 関係機関との連携

- (1) 医療機関の受診や療育機関の通所の際に保育園が必要と判断した場合、職員の同行を依頼する場合があること。
- (2) 保育園等訪問事業については協議の上対応を検討すること。

12 情報の共有等について

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について、保護者同意の上で関係機関等に意見を求め共有すること。
- (2) 緊急時には、搬送目的で東京消防庁と必要となる個人情報共有すること。
- (3) 医療的ケアが必要な児童の状況について、安全に集団保育を実施するために必要な情報は、保護者同意の上で他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

1 3 その他

「第 5 保護者の了承事項」 1 ～ 1 2 のほか、実施園との間で取り決めた事項を遵守すること。

1 4 入園及び在園中に保護者が提出・使用する主な書式【参考】

(1) 医療的ケア実施申請書（第 1 号様式）

保護者は、区から医療的ケア児の入園に関する説明を受け、保育園における医療的ケア実施の申請書を提出する。

(2) 医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書（第 2 号様式）

保護者は、主治医に依頼して区に提出する。

(3) 医療的ケアが必要な児童の保育に関する同意書（第 3 号様式）

医療的ケア児の保育園への入園に関する事項について、保護者が確認を行い、同意の署名の上、区に提出する。

(4) 医療的ケア依頼書（第 5 号様式）

入園が決まった保育園（実施園）へ医療的ケア依頼書を提出する。

(5) 医療的ケア児対応確認書（第 6 号様式）

医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書（第 2 号様式）に基づき、医療的ケア対応の実施内容及び緊急時の対応について確認し、実施園へ提出する。

(6) 給食の提供についての留意事項（第 8 号様式）

必要に応じて、医療的ケアに関する主治医の意見書及び指示書（第 2 号様式）に基づき、給食の提供についての留意事項について実施園と確認する。

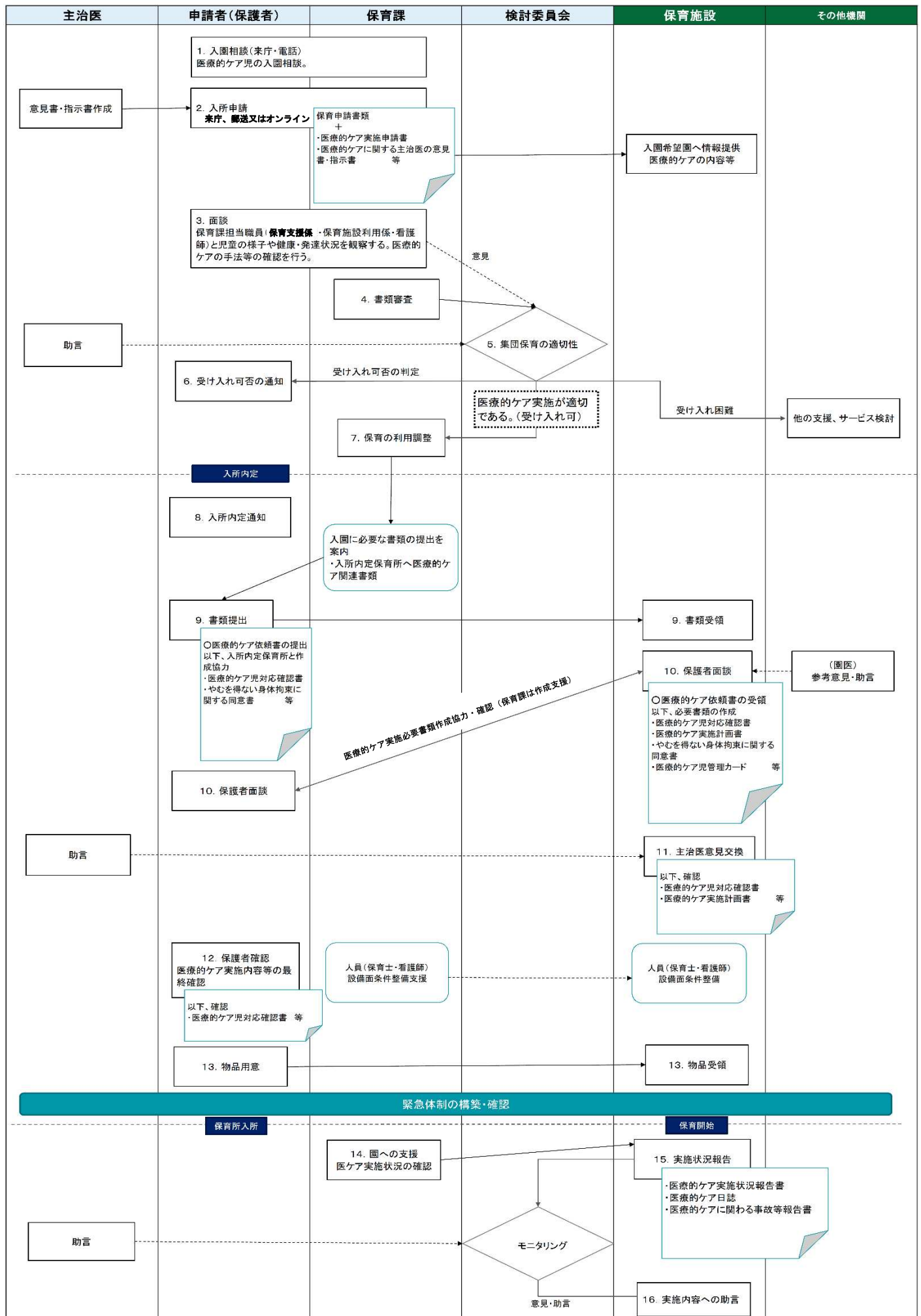
(7) やむを得ない身体拘束に関する同意書（第 9 号様式）

医療的ケア実施に当たって、当該事項の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いことを理由にやむを得ない身体拘束を行う場合に、保育園からの説明を受け、同意書を提出する。

(8) 医療的ケア終了届（第 1 4 号様式）

病状の緩解などにより、医療的ケアが必要なくなった場合に保育園に必要な書類を添付して提出する。

【別紙1】医療的ケア児の保育園入園までの流れ



別表（目黒区の保育施設における医療的ケア実施要綱第2条関係）

医療的ケア

1	気管切開
2	吸引
3	ネブライザーの使用
4	経管（経鼻・胃ろう含む）
5	腸ろう・腸管栄養
6	導尿
7	人工肛門・人工膀胱
8	酸素吸入・管理
9	糖尿病対応（インスリン注射、血糖値管理等）
10	その他区長が認めるもの

東京都医療的ケア児支援センターのご案内

東京都は、人工呼吸器による呼吸管理や、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なお子さん（医療的ケア児）やそのご家族が、お子さんの心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにするため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、令和4年9月1日に東京都医療的ケア児支援センターを開設いたしました。

1 設置場所

区部・多摩地域それぞれ1か所ずつ設置

（区部）

地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立大塚病院内
東京都豊島区南大塚二丁目8番1号

（多摩地域）

地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立小児総合医療センター内
東京都府中市武蔵台二丁目8番地の2 9

2 相談受付時間

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く。）

3 相談受付方法

開設日より電話もしくはWEBにより受け付けます。

（1）専用電話

（区部）03-3941-3221

（多摩地域）042-312-8164

（2）WEBお問合せフォーム

WEBお問い合わせフォーム

2次元コード



<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?acs=MedicalCareChildrenSupportCenter>

4 利用対象者

都内在住の医療的ケア児やそのご家族、その支援者、区市町村、関係機関等

5 業務内容

- ・医療的ケア児及びそのご家族等に対する相談支援
- ・区市町村・関係機関等への情報提供、連絡調整

医療的ケア児の保育園入園に関するガイドライン

令和4（2022）年10月発行

令和7（2025）年4月改訂

編 集 目黒区 子ども若者部 保育課

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15 総合庁舎2階

電話 5722-9865